

上越市立城東中学校PTA会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は、上越市立城東中学校PTAと称し、事務局を城東中学校内におく。

第 2 章 目 的

第2条 本会は、生徒の保護者と教職員が協力し、会員の教育に対する理解を深め、親睦を図り、もって教育効果をあげることを目的とする。

第 3 章 事 業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 会員の研修及び親睦のための事業
2. 生徒の学習奨励に関する研究及びその実施
3. 生徒の生活指導に関する研究及びその実施
4. 生徒の体力増進、健康安全の保持に関する研究及びその実施
5. 教育環境の整備充実
6. その他本会の目的達成に必要な事業

第 4 章 会 員

第4条 本会の会員は、城東中学校生徒の保護者及び城東中学校の教職員とする。

第 5 章 役 員

第5条 本会には、次の各号に掲げる役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計監査委員 2名
4. 専門委員会正副委員長 10名
5. 学年委員会正副委員長 6名
6. 総務 若干名

第6条 本会の役員は、次の方法によって選出する。

1. 会長、副会長及び会計監査委員は、常任委員会で選考し、総会の承認を得て決定する。
2. 専門委員会正副委員長、学年委員会正副委員長は、各当該委員会で互選する。
3. 総務は、会長が委嘱する。

第7条 本会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときはその任務を代理し、会長が欠けたときはその任務を行う。
3. 会計監査委員は、会計を監査する。
4. 各専門委員会委員長、各学年委員会委員長は、当該委員会を統括する。各専門委員会副委員長、各学年委

員会副委員長は、当該委員長を助ける。

5. 総務は、本会の庶務及び会計を処理するとともに、次に定める業務の執行に当たる。

1. 関係諸団体との連絡協調に関すること。
2. 生徒の奨学及び学芸補助に関すること。
3. 教師の研究奨励の助成に関すること。
4. 講座及び講習会の開催に関すること。
5. 学校の文化的行事に関すること。
6. 予算、決算に関すること。
7. そのほか他の専門委員会に属さない業務。

第 6 章 機関ならびにその組織及び運営

第9条 本会には、次の各号に掲げる機関をおく。

1. 総 会
2. 常任委員会
3. 専門委員会
4. 学年委員会
5. 特設委員会（必要に応じて）

第10条 総会は、本会の最高議決機関である。

②総会は、毎年4月及び会長が必要と認めた場合、これを招集する。

③総会の議長は、総務員長がこれを務める。

④総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第11条 常任委員会は、総会につぐ議決機関であり、総会に提出する報告及び議案、各専門委員会及び学年委員会で立案された事業計画、その他、表彰、重要事項ならびに緊急事項について審議する。

②常任委員会は、会長、副会長、総務、各専門委員会正副委員長、各学年委員会正副委員長、校長及び教職員若干名をもって構成する。

③常任委員会は、会長が必要と認めた場合、これを招集する。

④常任委員会は、総務員長が司会する。

⑤常任委員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第12条 本会には、次の各号に掲げる専門委員会をおき、およそ次の各号に定める業務の執行に当たる。

1. 生活ふれあい委員会

ア、生徒の校外補導に関すること。

イ、生徒の生活指導に関し、関係諸団体及び機関との連携に関すること。

ウ、家庭教育及び学校教育の理解に関すること。

エ、その他、生活指導に関すること。

2. 保健体育委員会

ア、学校の保健衛生活動への協力に関すること。

イ、生徒の体育奨励に関すること。

ウ、父母と教師の厚生に関すること。

エ、会員の親睦及びレクリエーションに関すること。

3. 広報委員会

ア、会報の発行に関すること。

イ、会員の啓発に関すること。

②専門委員会は、各学年もしくは各学級より選出された委員及び教職員若干名をもって構成する。

③各専門委員会は、当該専門委員会の事業計画を立案し、これを推進する。

第13条 広報委員会を除く他の専門委員会及び各学年委員会には各若干名の広報係をおく。広報係は、広報委員会に対してその活動状況を報告しなければならない。

②学年委員会は、各学級PTA活動の連絡調整、学年独自の事業及び本会の事業を行う。

第7章 会計

第14条 本会の経費は、会費、その他をもって支弁する。

②会費は、年間8,000円とし、分割で納入する。

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 改正

第16条 会則の変更などについては、総会もしくは常任委員会の3分の2の賛成をもって決定する。ただし、会長が必要と認めたときに限る。

附 則

1. この会則は、昭和55年4月1日から実施する。
2. この会則は、昭和57年4月1日改正し4月1日から実施する。
3. この会則は、昭和58年4月26日改正し4月26日から実施する。
4. この会則は、昭和61年4月15日改正し4月15日から実施する。
5. この会則は、平成元年4月22日改正し、即日実施する。
6. この会則は、平成14年3月14日改正し4月1日から実施する。
7. この会則は、平成15年4月11日改正し即日実施する。
8. この会則は、平成19年4月18日改正し即日実施する。
9. この会則は、平成27年4月25日改正し即日実施する。
10. この会則は、平成29年4月22日改正し即日実施する。
11. この会則は、平成31年4月26日改正し即日実施する。
12. この会則は、令和2年5月14日改正し即日実施する。

慶弔慰に関する規程

第1条 この規程は、上越市立城東中学校PTA会則第2条の規程に基づき、本会の慶弔慰について次のように規定する。

第2条 弔慰金については、次のとおりとする。

1. 生徒または生徒の父母が死亡したとき10,000円
2. 学校教職員が死亡したとき10,000円
3. 特別の場合は常任委員会で協議し、弔意を表す。

第3条 見舞金に関しては、次のとおりとする。

1. 学校教職員が、1か月以上、病気で欠勤したとき、5,000円
2. 会員が特別の災害を受けたときは、常任委員会で協議し見舞金を贈る。
3. その他特別の場合は、常任委員会で協議し決定する。

第4条 餞別に関しては、次のとおりとする。

1. 学校教職員退任の場合は、3年まで3,000円とし、それ以降は5,000円を贈る。
2. 特別の場合は、常任委員会で協議し決定する。

第5条 前各条の規程によりがたい特別の場合は、常任委員会において、その都度協議し決定する。

- 付 則
1. この規程は、昭和55年4月1日より実施する。
 2. この規程は、昭和62年4月15日改正し4月15日より実施する。